

DCMホールディングス株式会社による株式会社エンチョーの株式取得

参考

審査の視点

本件株式取得により、**ホームセンター業**及び**D I Y用品販売業**の各市場における競争を実質的に制限することとなるか

一定の取引分野の画定

- ・役務範囲を「ホームセンター業」と画定するとともに、「D I Y用品販売業」を重層的に画定
- ・ホームセンター業又はD I Y用品販売業の競争は、店舗単位でも行われている
⇒ホームセンター業及びD I Y用品販売業の**地理的範囲**を「各店舗から半径5 km以内」（商圈）と画定



競争の実質的制限の検討

- ・消費者の買い回りの範囲の推定に当たって、携帯電話事業者が提供する**人流データ（位置情報データ）**も活用



ホームセンター業 D I Y用品販売業

DCMグループ店舗を基点として、地理的範囲にエンチョーグループ店舗が存在する商圈（競合商圈）

うち5 商圈は競争者グループが2 以上存在
⇒競争制限なし

23 商圈

18 商圈

うち16 商圈は、競争者グループが2 以上存在
⇒競争制限なし

競争者グループが1 存在する又は競争者グループが存在しない商圈

18 商圈

2 商圈

一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる商圈

3 商圈 ※

なし

※ いずれの商圈も愛知県豊橋市の地域であり、各商圈は重なり合っている

うち15 商圈は下記のいずれかに該当
⇒競争制限なし

- ・商圈内若しくは隣接地域の競争者店舗又は
商圈内の隣接他業態店舗からの競争圧力が
働いている
- ・商圈内に競争者店舗の新規出店計画が認め
られる

2 商圈は下記のいずれかに該当
⇒競争制限なし

- ・隣接地域の競争者店舗からの競争圧力が
働いている
- ・商圈内に競争者店舗の新規出店計画が認め
られる

当事会社からの問題解消措置の提案

- ・愛知県豊橋市地域の3 商圈に所在する**当事会社グループ店舗のうち、「ジャンボエンチョー豊橋神野店」の土地・建物に関する賃借権を株式会社ホームセンターバローに譲渡**する
- ・モニタリングトラスティを選任し、履行状況を監視させ、当委員会に定期的に報告させる 等

結論

上記の問題解消措置が講じられることを前提とすれば、本件株式取得により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとならないと判断